

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日が休日には、
その翌日)

目 次

◇選管告示

衆議院議員の総選挙における選舉長等の選任

衆議院議員の総選挙における選舉長が事務を行なう場所

衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画
決定するくじを行なう日時等

衆議院議員の総選挙の順序を

衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式

衆議院議員の総選挙に用いる仮投票用封筒等に押すべき印

衆議院議員の総選挙における各候補者の政見放送の日時

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における選舉長及び
その職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

選挙管理委員会告示

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等
最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印
が十人をこえるとき等のくじを行なう場所等

◇選挙長告示

衆議院議員の総選挙において選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじを行なう場合の投票用紙の様式

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における選舉長は、

最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式
最高裁判所裁判官国民審査における点字による審査の投
票を行なう場合の投票用紙の様式

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百五十五条第一項

及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同法同条第一項の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

昭和四十七年十一月二十日

章

一 立会演説会の方法

二 立会演説会を開催すべき予定の日時および会場

三十日		二十九日		二十八日		二十七日		二十六日		二十五日	
木	水	火	月	日	土	金	午後一時三十分	鳥取市	市町村催	会	班
七時	一時三十分	七時	一時三十分	七時	一時三十分	七時	一時三十分	郡家町	遷喬小学校		
東伯町	三朝町	倉吉市	気高町	岩美町	鳥取市	智頭町	中央中学校				
名和町	東伯町中央公民館	成徳小学校	浜村小学校	岩美中学校	日進小学校	智頭小学校					
三十日	二十九日	二十八日	二十七日	二十六日	二十五日	二十四日	午後一時三十分	米子市	市町村催	会	班
木	水	火	月	日	土	金	午後一時三十分	日南町	日野上小学校		
七時	一時三十分	七時	一時三十分	七時	一時三十分	七時	一時三十分	米子市	米子市公会堂		
倉吉市	三朝町山村開発センター	東伯町	名和町	西伯町	米子市	日野町	日野上小学校				
成徳小学校	三朝町山村開発センター	桜小学校	東伯町中央公民館	西伯町中央集会所	明道小学校	根雨公会堂	米子市公会堂				

十二月 一日	金	" 一時三十分	西伯町	西伯町中央集会所
" 二日	土	" 一時三十分	日南町	米子市公会堂
" 三日	" 七時	" 一時三十分	日野町	日野上小学校
日	" 七時	一時三十分	境港市	根雨公会堂
"	米子市	境小学校	明道小学校	
十二月 一日	金	" 一時三十分	十二月 一日	金
" 二日	土	" 一時三十分	" 七時	" 七時
" 三日	" 七時	" 一時三十分	郡家町	氣高町
日	" 七時	一時三十分	岩美町	鳥取市
"	鳥取市	智頭町	中央中学校	浜村小学校
十二月 一日	金	" 一時三十分	智頭町	日進小学校
" 二日	土	" 一時三十分	岩美中学校	
" 三日	" 七時	" 一時三十分	遷喬小学校	

三 一回の立会演説会において演説することができる候補者の数および演説の時間

候補者の数 五人以内

演説の時間 三十五分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行なわれる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤

章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりとする。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤

章

裏
折目

表
折目

備考

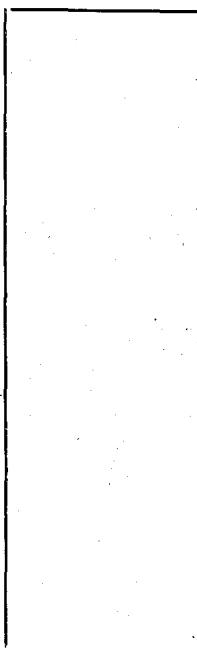
- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

候補者氏名	○ ちゅう 注 意
こうほしや しめい らんない ひとりか 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。	
こうほしや しめい か 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。	

衆議院議員選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-----------	---------------------

裏

表



衆議院議員選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-----------	---------------------

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十七年十一月十日執行の衆議院議員の総選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十七年十一月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定め

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一
田時 昭和四十七年十一月二十二日 年後五時十分

二
場所
鳥取市東町一丁目二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選舉管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和四十七年十二月十日施行の界語訳語彙の終戻をもとに選舉会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一場所
鳥取市東町一丁目二〇番地

鳥取県選舉管理委員会委員室

二 甲子 春正月一三日

二
日時 昭和四十七年十一月十三日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

(昭和二十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙において公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、三百万五千三百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査
分会長及びその職務代理者を最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十一年
法律第百三十六号)第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施
行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十六条において準用する公職選
挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により
次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条に
おいて準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 審査分会長

米子市明治町八番地 加藤 章

二 審査分会長の職務代理者

鳥取市西品治八六一一番地の一 岩崎忠夫

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号
昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票
用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六
号)第十四条第三項の規定により、次のとおり定める。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

○ 注	
×を書く欄	一、やめさせた方がよいと思う裁判官について では、その名の上の欄に×を書くこと。 二、やめさせなくてもよいと思う裁判官について は、なにか書いては、何も書かないこと。
	裁 判 官 の 名 な

折目	
坂	小川
さか	おがわ
岡	原
おか	はら
藤	林
ふじ	ばやし
下	田
しも	だ
天	武
あま	ぶ
岸	盛
きし	せい
野	一
の	いち
武	い
ぶ	い
益	ぞう
えき	ぞう
昌	三
まさ	さん
男	勝
お	かつ
吉	よし
よし	よし
雄	か
お	か

最高裁判所裁判官

鳥取県選挙管理委員会印

國民審査投票

裏

表

最高裁判所裁判官

鳥取県
選挙管理
委員会印

国民審査投票

備考

- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒インクで印刷する。
 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。
 3 裁判官の名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行なう場合における投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第七条の規定により、次のとおり定める。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目	折目	折目	折目	折目
----	----	----	----	----

最高裁判所裁判官

鳥取県 選挙管理 委員会印

表 裏

最高裁判所裁判官	鳥取県選舉管理委員会印
国民審査投票	選舉管理

備考

1

用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2

鳥取県選舉管理委員会の印は刷込式とする。

鳥取県選舉管理委員会告示第四十四号

昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査
分会の場所及び日時は、次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審
査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三十四条において準用する公職
選舉法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤

章

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選舉管理委員室

二 日 時 昭和四十七年十二月十三日 午前十一時三〇分

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤

章

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選舉管理委員室

二 日 時 昭和四十七年十二月七日 午後五時十分

選 挙 長 告 示

衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長告示第一号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙において、候補者か
ら届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の
政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき
者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたの
で、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する
同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十日 執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投
票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用
し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選舉管理委員会の印と定め
る。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤 章

章

鳥取県選舉管理委員会告示第四十五号